

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (教育学)	氏名	住岡 敏弘
学位授与の要件	学位規則第4条第1・②項該当		
論 文 題 目			
アメリカ合衆国ジョージア州における黒人公教育制度の成立過程に関する研究			
論文審査担当者			
主 査 教授 河野 和清			
審査委員 教授 古賀 一博			
審査委員 教授 山崎 博敏			
〔論文審査の要旨〕			
<p>本研究は、アメリカ合衆国ジョージア州における黒人公教育制度がどのように成立したのか、その実相と特質及び課題を明らかにすることを目的としている。本論文は、序章、本論9章及び終章から構成されている。</p> <p>序章では、本研究の目的と方法について述べている。自由と民主主義を標榜するアメリカは、世界的にもいち早く単線型の学校制度を整備し、公教育制度を発展させてきたと考えられている。しかし、そのアメリカでは今なお公教育における人種差別が深刻な問題となっている。黒人は、南北戦争後、奴隷の地位から解放され、市民となり、その教育は、公教育制度のなかに一応位置づけられはしたものの、州法により白人とは分離された教育として扱われてきた。このような黒人の公教育はどのように成立したのか。黒人の側から公教育制度の成立過程をみた場合、従来の白人を中心とした公教育史像とは異なる像が描けるのではないか。このような問題意識から、著者は、黒人の公教育形成の過程を明らかにすべく、①社会的マイノリティである黒人に焦点を当て、黒人自身が公教育をどのように認識し、その教育保障の実現のためにいかなる活動を展開してきたのか、また②そこに連邦、州、地方政府がどのように関与したのかを詳細に検討している。著者は、これまでの先行研究が、①研究対象を北部や中西部に限定し、黒人への人種差別が激しかった南部を取り上げてこなかったこと、また②大都市学区を研究対象としていたものの、連邦や州との関連の検討が希薄であったことなどを指摘し、本研究がジョージア州の黒人公教育を、連邦や州等の政策動向を踏まえつつ検討することの意義を強調する。本研究の目的達成のために、議会資料のほか、黒人新聞や伝記等の一次資料も丹念に収集し、分析している。</p> <p>第1章では、黒人公教育が制度化される前段階として、奴隷解放宣言前の黒人の法的、経済的、社会的地位と、この時期の黒人教育の実態について明らかにしている。第2章では、南北戦争後、連邦政府（北軍）が解放奴隷を市民として自立させる支援機関として設けた連邦解放民局の一般的性格と活動内容及び同局を通じた黒人教育に対する支援の特質について考察している。第3章では、前章で考察した連邦解放民局の一般的性格と活動内容を踏まえ、黒人の「市民性」に焦点を当てて、1865年から1872年までの同局による教育政策の実相を明らかにしている。第4章では、ジョージア州における黒人公教育の成立過程を、特にアトランタ市の初等教育制度の創設過程に焦点を当てて分析している。第5章では、1876年の再建期終了後</p>			

から 1890 年代にかけて公教育制度の整備をめぐる連邦一州の政府間関係に関する議論の高まりや合衆国憲法修正第 14 条の解釈の変更を背景に、黒人公教育制度の法的・政治的基盤がどのように形成され、ジム・クロウ体制をいかに確立していったかを明らかにしている。第 6 章では、黒人の政治参加や市民的自由が大きく制限されていくなかで、黒人公教育制度の整備がさらに停滞していく 1980 年代以降の実態について、黒人社会学者が著わした黒人コモンスクール研究(1901 年) や黒人解放団体による農村部の教育実態調査 (1937 年) 及び黒人自伝などの分析を通して明らかにしている。第 7 章では、1890 年代以降ジム・クロウ体制の確立のもとで、黒人公教育制度の整備が停滞し続けるなかで、黒人自身の思想や活動が、黒人公教育の進展にどのような影響を与えたかを検討している。第 8 章では、1940 年代以降、分離教育のもとで教育機会の平等化と黒人公教育がどのように進展していったかを、NACPP (全米黒人向上協会) や GTEA (ジョージア州黒人教員教育協会) の運動などを通して明らかにしている。第 9 章では、1954 年に Brown 判決において分離教育が違憲とされた後、教育の機会均等の実現のため分離教育撤廃がどのように推進され、その過程で事実上の分離教育に対処するため、「アトランタの妥協」がいかに図られたかを考察している。

終章では、本論の論述を踏まえ、ジョージア州黒人公教育制度の成立過程を、公開・公費・公支配・中立性・義務性の諸原則及び教育の機会均等保障の観点から、5 つの時期に分けて総括し、①黒人公教育は、奴隷解放宣言後の黒人に対する市民化の必要性を背景に、人種分離を前提としつつも、すべての子どもに開かれた無償・超宗派・州支配・義務性の公立学校制度として 1920 年に一応成立したと考えられること、②しかし、その後 1930 年代にかけて黒人の公教育は停滞し、1940 年代からは分離教育のもとで教育の機会均等化が進められたこと、そして③Brown 判決以降は分離教育の撤廃と人種共学がめざされるものの、「事実上の分離教育」の広がりを見せ、その過程で「アトランタの妥協」が図られたことなどを指摘している。それを踏まえ、著者は、黒人公教育制度の成立過程の特質として①黒人公教育制度が一般の公教育制度と比べて不平等で、その整備が遅れているという「遅延性」、②黒人公教育の制度化の過程における連邦の強力な「関与性」、そして③黒人コミュニティやそこに暮らす黒人自身の同胞意識によって支えられた連帯性を基盤とする「エスノポリティクス (政治性)」を挙げている。

本論文は、学術的にみて、次の諸点で評価できる。

第一に、米国ジョージア州の黒人公教育制度の成立過程を、公開・公費・中立性・義務制の諸原則等の観点から、奴隷解放宣言前から近年に至るまでの連邦や州の教育政策の動向を踏まえつつ総合的かつ詳細に明らかにし、従来の部分的ないし通史的な理解を越えた知見を提示している。

第二に、黒人公教育制度の成立過程に黒人コミュニティのパワーと民族意識に支えられた政治的活動 (エスノポリティクス) が寄与したことを指摘したことは、人種共学による教育機会の保障の難しさと、公教育統治の新たな方向性を示唆するものとして注目される。

第三に、黒人の側に立って公教育の成立過程を分析するために、連邦政府等の公表した公的資料のみならず、黒人自身がものしたモノグラフや自伝や黒人新聞などの第一次資料の収集・分析に積極的に努めたことは、この研究の独自性と実証性を高めている。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士 (教育学) の学位を授与されるに十分な資格があるものと認められる。

平成 28 年 2 月 12 日

